

## 景観保全型広告整備地区における既存不適格広告物等の調査結果について

### 1 経緯

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区（以下「駅前通地区」という。）の新規指定（平成23年11月30日、告示第2548号）にあたり、地区指定検討委員会及び屋外広告物審議会における既存不適格広告物の経過措置に係る議論の中で、委員から「既存不適格広告物はどれ位あるのか」という質問がなされたことから、状況を把握するため調査を実施することとし、また、その結果については、改めて審議会等で報告することとしていた。

### 2 既存不適格広告物等の調査結果

駅前通地区のほか、既指定の景観保全型広告整備地区である札幌駅南口地区（以下「南口地区」という。）及び札幌駅北口地区（以下「北口地区」という。）においても調査を実施した（別紙1、別添1参照）。

### 3 既存不適格広告物への今後の対応

駅前通地区の既存不適格広告物については、景観保全型広告整備地区指定に係る市長告示「5 経過措置(2)」に基づき、継続許可申請の際に提出を義務付けている「既存不適格広告物等に係る申立書」（以下「申立書」という。）により、当該掲出者に「広告物が既存不適格であり、改修又は除却しなければならないものであること」を定期的に認識させながら、当該掲出者が申立書に記載した既存不適格広告物の改修又は除却の計画を履行するよう促すこととする。

また、南口地区及び北口地区についても、最終的には不適格広告物がなくなるようにすることを念頭に、当該掲出者に対し「広告物が既存不適格であること」を認識させる手段等について引き続き検討することとする。

## 札幌駅前通北街区地区における既存不適格広告物について

H24.3 ⇒ H25.5

地区	種類	不適格の理由	件数	件数	増減	摘要
駅前通地区	屋上	屋上構造物の上に設置	2	2	0	
		形状が塔状	4	4	0	継続 2
		建物色に近似していない	2	2	0	継続 1
	小計		8	8	0	
	壁面	中層部に掲出しチャンネル文字でない	2	2	0	継続 1
		小計		2	2	0
	突出	2基でデザイン不統一	1	1	0	
		中層部に掲出	17	15	-2	除却 2、継続 1
		高層部に掲出	14	14	0	継続 2
		小計		32	30	-2
合計			42	40	-2	

## 《参考》

H24.3 ⇒ H25.5

地区	種類	不適格の理由	件数	件数	増減	摘要
南口地区	屋上	高さ超過	1	1	0	継続 1
		立体構造物を単独で設置	1	1	0	継続 1
	小計		2	2	0	
	壁面	建物色に近似していない	1	0	-1	改修 1
		小計		1	0	-1
	突出	面積過大	1	1	0	
		中層部に掲出	6	6	0	継続 1
	小計		7	7	0	
	地上	面積過大	1	1	0	
		小計		1	1	0
その他	中層部に掲出	1	1	0		
	小計		1	1	0	
合計			12	11	-1	
北口地区	屋上	立体構造物を単独で設置	4	4	0	継続 2
		小計		4	4	0
	壁面	窓面に設置又は塞ぐ	1	1	0	継続 1
		中層部に掲出しチャンネル文字でない	4	4	0	継続 2
	小計		5	5	0	
	突出	突出幅が1.2m超	1	1	0	
		中層部に掲出	7	7	0	
	小計		8	8	0	
地上	高さ超過	1	1	0		
	面積過大	1	0	-1	除却 1	
小計		2	1	-1		
合計			19	18	-1	